

自由権規約選択議定書に基づく

「見解」の実効性確保について

——規約人権委員会による「見解」のフォロー・アップ手続の発展——

安 藤 仁 介

はじめに

第二次世界大戦後の国際社会において、いわゆる国際人権保障は飛躍的な発展を遂げた、といわれる。もともと、二一世紀を迎えた今日でも、六〇億の全人類を包括的に統治する世界政府は樹立されておらず、人類が二〇〇ばかりの主権国家に分属し、個々人の人権保障が各国の手に委ねられている現状にあっては、国際人権保障は大きな制約を抱えている。すなわち国際人権保障は、(1)個別国家を超えた全人類に「共通の人権基準」を明らかにすることと並んで、(2)その基準が個別国家により遵守されるように「国際的な監視機関」を置くシステムを構築すること、に止まっているのである。

国際人権保障のなかには、地域レベルでは欧州人権条約のように、各当事国の人権侵害に対して被害者たる個人が

直接に欧州人権裁判所へ提訴し、当事国を拘束する判決がえられるシステムを備えているものもある。ただし世界レベルでは、世界人権宣言を条約化した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下、自由権規約)と同規約の「選択議定書」の双方の当事国が、自国の人権侵害に対して被害者たる個人が「規約人権委員会」⁽¹⁾に通報し、それに基づいて委員会が採択する「見解」(views)に勧告的効力を認めているに過ぎない。すぐあとで見ると、委員会の見解に勧告としての効力しか認められないのか否かについては、異論がないわけではない。しかしながら、欧州人権条約が「締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の決定に従うことを約束する」(第五条三條)と明文の規定を置いているのと異なり、自由権規約や選択議定書には見解の法的拘束力に関する明確な規定が置かれていない。

このような状況のなかで、規約人権委員会が自らの見解の実効性を確保するために発展させてきたのが「フォロー・アップ手続」であり、このフォロー・アップ手続がどのように発展し、見解の実効性をどの程度まで確保しているのかを明らかにすることが、本稿の目的である。以下、フォロー・アップ手続の発展を後述の「四つの時期」に分けて検討するが、それに先立ち、規約人権委員会の見解とフォロー・アップ手続についてももう少し詳しく見ておくことが有益と思われる。

一、規約人権委員会の見解とフォロー・アップ手続

上に述べたとおり、自由権規約と同規約選択議定書の双方の当事国は、「その管轄下にある個人で規約に定めるい

ずれかの権利が（当該当事国）によって侵害されたと主張するものからの通報を、（規約人権）委員会が受理し、かつ、検討する権限を有することを認め¹ている（選択議定書第一条）。規約人権委員会は、自由権規約の全当事国会議により「個人の資格で」選出される一八名の委員で構成され、各当事国が同規約を国内でどのように実施しているかに関して定期的に提出する報告書を検討するが、選択議定書に基づいて個人が提出する通報をも検討する。

一九七七年に活動を開始した同委員会は、原則として毎年三期の会合を開き、二〇〇一年七月の第七二期会合までに、一〇〇四の個人通報を登録した。このうち三〇〇について、委員会は「受理不能」と宣言し（選択議定書は「国内的救済措置を尽くしていない」、「匿名の」、「通報権の濫用に当たる」、「規約の規定に抵触する」のいずれかの要件に該当する通報を、委員会は受理してはならない、と規定している。第二条、第三条）、一四二について「取り下げられたもの」と認定し、一九四については結論に達していない。残る三六八については委員会は結論を下しており、うち二八二については違反があったとの見解を採択し、見解のなかで違反に対してとるべき救済措置を指示している⁽²⁾。そして、こうした救済措置を含む見解に違反国がどのように対応したかを問い質していくのがフォロー・アップ手続であって、それは委員会の見解の実効性を確保する手続にほかならない。

ついでながら、さきに触れたように、委員会の見解の法的拘束力については、規約にも議定書にも明確な規定がない。そのため委員会の内部でも、見解の法的拘束力については、意見が分かれており、欧州人権条約のような明文の規定がない以上、それは勧告に過ぎないと考える委員の数は多い。現に、筆者「Ⅱ安藤。一九八七年以来、規約人権委員会の委員であり、九三―九四年には委員長を務めた」が委員会を代表して一九九三年のウィーン世界人権会議に

参加し、委員会の見解に法的拘束力を付与すべき選択議定書の改正案を提出しようと努力した事実は、少なくとも当時の多数委員の意見を反映していた⁽³⁾。他方、当事国は自由権規約第二条三項(a)により、規約に定める人権を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保する義務を負うており、かつ、任意に議定書を批准することによって、委員会の見解を遵守することに同意した、と考える委員も少なくない。いずれにせよ、委員会としては、慎重な検討を経て採択した見解の実効性を確保するために、ここに見るフォロー・アップ手続を進展させてきたのである。

二、フォロー・アップ手続の発展

フォロー・アップ手続の発展については、自由権規約と選択議定書の双方が発効し（一九七六年）、委員会が活動を開始して（一九七七年）から今日に至るまでの期間を、四期に分けて考察することが有用である。すなわち、第一期（一九七七年―一九八二年）は、フォロー・アップがまったく問題とされなかった時期、第二期（一九八二―一九九〇年）は、委員会が当事国に対してフォロー・アップに関する情報を求め始めたが、情報の提供を当事国の自発的な対応に委ねていたため、個別にバラバラな情報を得るに止まった時期、第三期（一九九〇―一九九五年）は、委員会が事態を改善するため、フォロー・アップ特別報告者を任命し、そのもとで画一的かつ組織的にフォロー・アップ情報の提供を当事国に求めるようになった時期、第四期（一九九五年以後）は、特別報告者がフォロー・アップ手続を徹底させ、まず各当事国ごとに、ついで各個人通報ごとに、フォロー・アップ情報が寄せられたか否か、また寄せら

れた情報がいかなるものか、を毎年夏に委員会が採択して国際連合総会へ送付する年次報告書に掲載・公表するようになった結果、どの当事国に宛てられたどの通報がどのように受け入れられたか否かに関する情報が、逐一確認できるようになった時期、である。

以下、各時期について、より詳細に検討してみよう。

(1) 第一期（一九七七—一九八二年）第二期会合から第一六期会合まで—フォロー・アップなし

この期は、上述のとおり、委員会が個人通報の審査を始めたものの、フォロー・アップそのものがまだ問題とされなかった時期である。すなわち、委員会は一九七七年三月から四月にかけて開かれた第一期会合において、個人通報の取り扱いを含む手続規則を採択し、同年八月の第二期会合には個人通報の審査に着手した⁽⁴⁾。しかし、これに続く⁽⁵⁾四会合のあいだ、委員会の個人通報の審査は当該通報が受理可能か否か（受理可能性）の問題に限られ、通報の実体（本案）の審査に進んだのは、一九七九年の七月から八月にかけて開かれた第七期会合に入ってからであった。この会合において委員会は、一つの通報の本案について最終的な見解を採択して、当事国たるウルグアイが自由権規約のいくつかの条項に違反したと認定し、当事国は「規約の諸規定の厳守と被害者（victims）の実効的な救済とを確保すべき手続を直ちにとる義務を負っている」と述べた⁽⁶⁾。

第七期会合から第一六期会合のあいだに委員会が採択した見解は三二を数え、このうち二七について規約の種々の規定の違反が認定されている。二七の違反のなかで、二一はウルグアイ、三はコロンビア、二はカナダ、一はモリ

シヤスによるものであった。⁽⁷⁾

ウルゲアイに関する見解は、すべて軍事独裁政権による反政府派の迫害にかかわるものであり、その多くはウルゲアイが賠償を含む実効的な救済を被害者やその家族に与えるとともに、⁽⁸⁾同種の違反が将来において再発しないことを確保すべき措置をとる義務を負うと宣言している。⁽⁹⁾ 救済の中身は、賠償以外にも、被害者の即時の釈放、⁽¹⁰⁾治療措置の付与、⁽¹¹⁾政治参加の権利の復活、⁽¹²⁾パスポートの発行、⁽¹³⁾出国の許可、⁽¹⁴⁾再審の開始、⁽¹⁵⁾拷問行為の調査などに及んでいる。

また委員会は、コロンビアに関する見解の一つにおいて規約第九条四項に、もう一つの見解において規約第一四条五項に、それぞれ同国の国内法の関連規定を適合させるべきである、と述べた。⁽¹⁷⁾ 同様に、モリシヤスに関する見解においても委員会は、規約の性差別禁止の規定に適合するように、同国の修正移民法と修正国外追放法の関連規定を改めるべきである、と述べた。⁽¹⁸⁾

こうした具体的な救済措置や国内法改正義務の示唆にもかかわらず、この期において委員会はフォロー・アップ自体を問題とすることがなかったのである。

(2) 第二期(一九八二—一九九〇年) 第一七期会合から第三八期会合まで—フォロー・アップの個別的処理

第一期と異なり、第二期に委員会はフォロー・アップの問題に着手したが、フォロー・アップに関する情報の提供を当事国の自発性に委ねたため、いくつかの当事国から個別的な情報をバラバラに得るに止まった。

まず、一九八二年一〇月の第一七期会合において、委員長自らがフォロー・アップの問題を提起したところ、委員

のあいだで白熱した議論が展開されたのである。⁽¹⁹⁾ 一部の委員は、規約人権委員会が当事国による見解の実施を監視する任務については明確な法的根拠がない、見解の実施は当事国の善意に委ねられている、当事国が義務づけられていないことを強要することは有益ではない、などの意見を述べた。⁽²⁰⁾ これに対して多数の委員は、委員会は選択議定書のもとにおける活動を無意味なものとするべきではない、議定書は柔軟な解釈のできる余地があるから、委員会は合理的でかつ明示に禁止されていない適切な行動をとることができる、議定書の前文を規約第二条三項の規定と併せ読めば、当事国が規約諸規定の実施を意図していることは明白である、委員会が自己の決定を監視すべき義務を負うことは不可避である、などと強調した。⁽²¹⁾

ただし委員会は、これに先立つ第一五期会合において、最終見解自体にはその実施について当事国に情報を要請する文言を入れないけれども、⁽²²⁾ 当事国に見解を送付する際に添付される書状にはその旨の文言を入れることを決定していたのであり、⁽²³⁾ 事実、いくらかの当事国はこの要請に応じて、見解の実施にかかわる情報を寄せてきたのであった。

たとえば、カナダは一九八三年六月六日に委員会へ宛てた書状で、個人通報六ノ二四につき同国のとった措置に関する情報を求めた委員会の要請に、⁽²⁴⁾ 後述のように回答している。この通報はカナダ国籍を持つインディアン女性からのものであるが、当時のカナダのインディアン法によれば、非インディアンと結婚したインディアン女性がインディアン身分を失うのに対し、非インディアンと結婚したインディアン男性はインディアン身分を保持し続けるため、離婚後に居留地に戻る権利について男女間に差異が生じるのは、性差別を禁じる規約の規定に違反すると主張していた。これについて委員会の見解は、性差別の問題には触れずに、このインディアン法が同一種族の構成員とともに自己

の文化を享受する少数民族の権利”に違反する、と認定していたところ、カナダの回答はむしろ性差別の問題を取り上げ、性的平等を定めるカナダの権利章典が一九八五年に発効するので、彼女は国内法により救済されるであろうと指摘していた。また、一九八三年六月一五日の書状でモリシヤスも、個人通報九／三五に関する委員会の見解について情報を寄せ、さきに見た修正移民法と修正国外追放法が改正されて性差別は排除された、と回答してきた。⁽²⁵⁾

さらに、フィンランドは一九八三年六月二〇日の書状で、個人通報四〇／一九七八に対する委員会の見解は宗教教育に関する同国の国内法が規約に違反しないと認定したが、フィンランド政府は通報者の意向に添った行政措置をとった、との情報を寄せた。⁽²⁶⁾ ウルグアイも一九八四年五月三日付と同年七月一〇日付の二通の覚書で、それぞれ通報一〇／一九七七と二八／一九七八に関する委員会の見解に応じ、問題の個人を釈放したと通告してきた。⁽²⁷⁾ マダガスカルもまた、通報四九／一九七九に関する委員会の見解に応じて、同種の釈放の情報を寄せた。⁽²⁸⁾ なお、マダガスカルは一九八五年七月一九日の覚書で、通報一三二／一九八二に関する委員会の見解には同意しないと強調したが、そのなかで委員会の懸念に配慮した詳細な情報を提供している。⁽²⁹⁾ 加うるに、フィンランドの一九八九年七月二七日の覚書によれば、通報二六五／一九八七に関する委員会の見解に従って、軍事規律手続法の改正案が議会上程されたという。⁽³⁰⁾ このように、いくらかの当事国は委員会の最終見解に答え、それに対して自国がとった措置に関する情報を寄せているが、そのなかには委員会として満足できないものがあり、また部分的に過ぎない情報も含まれていた。なによりも、情報を寄せてくる当事国はごく少数であり、圧倒的多数の当事国はまったく反応を示さなかった。そのため委員のなかには、規約第四〇条に基づく政府報告書の審査の際に、当該当事国にかかわる委員会の最終見解について情報

を求めようと試みる者もあつた。⁽³¹⁾しかし、それに対する当事国の対応は必ずしも満足の行くものではなかつた。

(3) 第三期（一九九〇—一九九五年）第三九期会合から第五一期会合まで「フォロー・アップ特別報告者の任命

このように第二期における「フォロー・アップの個別的処理」は、通報者にとって決して満足のいくものではなかつた。その結果、委員会が最終見解により当事国の規約違反を認定したけれども状況はまったく変わらず、委員会の勧告した救済が与えられていない、という苦情が多く、通報者から委員会に寄せられたのである。⁽³²⁾委員会は自己の見解の実効性を高める方策について、第三七期会合以降討議を重ね、一九九〇年七月の第三九期会合でつぎのように決定した。

① 委員会の見解が規約違反を認定し救済措置を勧告した場合には、当事国がそれに対してとつた措置に関する情報を六ヶ月以内に委員会へ寄せるよう、その見解自体のなかで要請する。

② 六ヶ月以内に情報が寄せられなかつた場合、または救済が与えられなかつた旨の情報が寄せられた場合には、その事実を委員会が国際連合総会へ提出する年次報告書のなかで公表する。

③ さらに、規約と選択議定書の双方の当事国は、規約第四〇条に基づいて委員会に提出する政府報告書のなかで、委員会が採択した見解について被害者のためにとつた措置に関する情報を含めることを要請される。そのような情報が政府報告書に含まれていない場合には、委員会が当該報告書を第四〇条のもとで審査する際に、その政府に対する「質問票」のなかにそのような情報を求める質問を加える。⁽³³⁾

そして委員会は、委員のなかから「見解フォロー・アップ特別報告者」を選び、この報告者は、(a)すべての苦情につき、委員会が採択した見解に対して当事国がとった行為に関する情報を得るために、当事国または被害者たる個人と連絡をとること、(b)委員会自体の報告者（委員会から国際連合総会へ提出する年次報告書の作成に当たる Rapporteur のこと）を助けて、見解のフォロー・アップに関する詳細な情報を年次報告書に含めること、そして(c)フォロー・アップ手続きをより実効的にすべき方策について、委員会に勧告すること、をその任務と定めたのである。⁽³⁴⁾

一九九〇年七月二四日、フォード委員が初代のフォロー・アップ特別報告者に任命された。⁽³⁵⁾ 第四〇期会合においてフォード氏は、それまでにフォロー・アップに関する情報を寄せていなかったすべての当事国に対し口上書を送ることを提案し、委員会はこれを了承した。フォード氏は第四一期会合と第四二期会合に中間報告を提出し、さらに当事国から受け取った回答を分析・整理中であって、結果がまとまり次第できるだけ早く委員会に報告したいと述べた。⁽³⁷⁾ だが、同氏が健康を害したため、委員会は一九九三年三月の第四七期会合において後任にアンドレアス・マヴロマティス氏を任命した。⁽³⁸⁾

一九九四年の委員会の年次報告書によれば、同年七月の第五一期会合が始まるまでに委員会は六五の見解についてフォロー・アップ情報を受け取ったが、五五の見解についてはいかなる情報も受け取らなかった。また、相当数の犠牲者から委員会の見解が実施されていない旨の情報が事務局に寄せられていた。⁽³⁹⁾ 当事国から受け取った六五の情報のうち、約四分の一は当事国が見解の実施や救済の提供に積極的なことを示している。また三分の一余りは、当事国が見解にまったく答えていないか、部分的に答えるに止まるか、それとも委員会が示唆した救済を与える意思のないこ

と、を示している。さらに委員会の見解が法上または事実上誤っている、と指摘する当事国もあった⁽⁴⁰⁾。いずれにせよ、こうしたフォロー・アップ活動の実態を公表することは、その手続をより実効的なものにすると考え、委員会はそのため必要な手続規則の改正をした⁽⁴¹⁾。

注目すべきことに、一九九〇年から一九九五年までの第二期においても、当事国のなかには委員会の見解に対して好意的な反応を示しつつづけるものがあつた。たとえば、通報二九一／一九八八に関する一九九〇年四月九日付のフィンランドの覚書は、亡命を求める外国人に対して関連行政機関の抑留命令が司法審査に付される権利を認める外人法改正案が議会上程された、と報告してきた⁽⁴²⁾。また通報三〇五／一九八八に関する一九九一年五月一五日付のオランダの覚書は、同国が委員会の見解には同意しないけれども、委員会に敬意を表して“好意により補償を支払う、と述べている⁽⁴³⁾。さらに一九九〇年五月二三日の手紙でドミニカは、通報一八八／一九八四に関する委員会の見解に従い、国内のある人権NGOの自由な活動を保障した、と知らせてきた⁽⁴⁴⁾。同様に一九九〇年二月一三日のエクアドルの覚書は、通報二三八／一九八七に関する委員会の見解に即して、犠牲者が公正な裁判を保障され、無罪の判決を受けて釈放された、と報告してきた⁽⁴⁵⁾。

(4) 第四期（一九九五年以降） 第五二期会合以後—フォロー・アップ手続の進展

あたらしいフォロー・アップ特別報告者の努力の結果、一九九五年七月に採択された委員会の年次報告書には、フォロー・アップ活動にかかわる最初の包括的な報告が公表された。それは、一九九五年七月二八日現在において委

員会がそれまでに受け取ったか、要請中でまだ受け取っていないかということ、すべての見解について各当事国ごとに分類して表示した点で、包括的であった。たとえば、カナダについては「違反を認定した六の見解があり、うち三は完全に満足できるフォロー・アップ情報が寄せられているが、一は何の情報も寄せられていない」と表示されている。⁽⁴⁶⁾ 表示された当事国は総計三〇ヶ国に及び、⁽⁴⁷⁾ 委員会が活動を開始して以後に採択された二〇八の見解のうち、一五四について違反が認定されている。⁽⁴⁸⁾ この一五四のすべてについて、特別報告者は関係する当事国に情報を求め、八一について回答を得た。六二については何の回答も得られず、五についてはまだ回答期限が来ていない（技術的な理由により、合計数は必ずしも整合的ではない）。⁽⁴⁹⁾

これに関連して特別報告者と委員の一人は数カ国の代表と接触した。⁽⁵⁰⁾ また一九九五年六月、特別報告者はジャマイカを訪れ、政府、裁判所、NGOなどと対談した。そのなかで特別報告者は、同国について委員会が採択した見解の実施状況に関し、徹底的に話し合った。特別報告者は委員会の見解の実施をめぐるジャマイカ側に種々の困難な事情があるとの説明を受けたが、外務大臣は協力を続けることを約束した。⁽⁵¹⁾

それ以後も委員会の年次報告書は、フォロー・アップが少しずつ進展していることを示している。一九九六年の年次報告書によれば、違反を認定した一六八の見解のうち、九〇についてフォロー・アップ情報が寄せられた。⁽⁵²⁾ 国別表示された当事国数は三二に増え、⁽⁵³⁾ 特別報告者は見解のフォロー・アップについて七当事国の代表と協議し、⁽⁵⁴⁾ その内容は年次報告書に掲載されている。⁽⁵⁵⁾ 一九九七年以後の年次報告書は、各当事国ごとに採択された見解の総数だけでなく、それぞれの通報番号をも掲載するようになった。その結果、どの当事国に関して採択されたどの通報についてフォ

ロー・アップ情報が寄せられたか否か、が一目瞭然となったのである。⁽⁵⁶⁾一九九七年の国別表示は三三ヶ国となり、⁽⁵⁷⁾特別報告者はフォロー・アップ協議のため一〇ヶ国の代表と会談している。⁽⁵⁸⁾なお、一九九七年三―四月の第五九会期で特別報告者はマヴロマティス氏からバグワティ氏に交替した。⁽⁵⁹⁾

一九九八年の年次報告書によれば、違反を認定した二二三の見解のうち、一三三についてフォロー・アップ情報が寄せられ、⁽⁶⁰⁾一九九九年の年次報告書では、二五三の違法を認定した見解に対し、一五二のフォロー・アップ情報が寄せられたことが示されている。⁽⁶¹⁾二〇〇〇年度の年次報告書によると、委員会が規約違反を認定した二六八の見解のうち、一八〇についてフォロー・アップ情報が寄せられ、国別表示された当事国数は三七に達している。⁽⁶²⁾また最新の二〇〇一年七月の年次報国書によれば、違反を認定した二八二の見解のうち、一九八についてフォロー・アップ情報が寄せられ、国別表示された当事国数は四四に達している。⁽⁶³⁾そうしてこれらいずれの報告書も、あたらしく寄せられた情報の要約を掲載している。⁽⁶⁴⁾ついでながら特別報告者は、一九九九年三―四月の第六五期会合でファウスト・ポカル氏に、⁽⁶⁵⁾ついで二〇〇〇年三―四月の第六八期会合でクリステイーヌ・シャネ氏に、⁽⁶⁶⁾さらに二〇〇一年三―四月の第七一期会合で安藤「筆者」に、⁽⁶⁷⁾それぞれ替わっている。

三、フォロー・アップ手続の評価——結語に代えて

以上に見たとおり、規約人権委員会は四半世紀にわたる活動を通じて、個人通報制度にかかわるフォロー・アップ手続を漸進的に発展させてきた。当初はまったく視野になかったこの手続は、選択議定書のもとでの委員会の活動が

次第に活発になり、採択される見解の数が多くなるにつれて、委員会における議論の対象とされ、委員会の活動の成果を無にしないためにも、見解の実効性が委員の関心を集めることとなった。やがて委員会は、当事国による自由権規約違反を認定した見解につき、当事国がどのように対応したかの情報を求めるようになり、その方策をきわめて組織的かつ包括的なものへ発展させていった。その結果、今日ではすべての通報について、どのような見解が採択されたかが明らかになるとともに、違反があったと認定された見解についても、それに対して当事国がどのように対応したか——つまり、違反の被害者に対し委員会の勧告に従って救済を与えたか否か——を知ることができるようになったのである。

もともと当事国のなかには、委員会の要請の有無にかかわらず自発的に、自国が見解にどのように対応したか、を委員会に伝えてくるものがある。繰り返し指摘したとおり、見解の法的拘束力について自由権規約や選択議定書に明確な規定がない以上、こうした自発的な対応を除けば、およそ委員会が当事国の規約違反に対して、具体的な救済を勧告することができるとは、また救済に関する情報を求めることができるのか——このいずれの問いについても明確な答えがあるわけではない。しかし、委員会の見解に法的拘束力がないとしても、当事国の国内世論が強力なところや、政府が国際世論に敏感なところでは、それが事実上の拘束力を発揮する余地は十分に存在する。そして、そのような世論の形成に対して、委員会の見解はかなりの影響力を持ちうるであろう。だが、その前提として、通報に関する委員会の見解が国際的・国内的な批判に耐えうるような、法的に健全な内容を持つことが不可欠であろう。

* 本稿とは同題の The Follow-up Procedure of the Human Rights Committee's Views, in N. Ando et al (Eds.) *Liber Amni-*

coram Judge Shigeru Oda (2002, Kluwer Law International), pp. 1437-1447 を参照された。

- (1) 規約人権委員会については、後出一を参照。規約人権委員会は英語で Human Rights Committee であるが、国際連合経済社会理事会の専門委員会である Commission on Human Rights と区別するために、前者を規約人権委員会、後者を国連人権委員会と訳し分けることが多い。
- (2) *Report of the Human Rights Committee*; United Nations, General Assembly, Official Records, 56th Session, Supplement No. 40 (A/56/40) (Hereafter cited as *Report of HRC (A/56/40)*), Vol. I, p. 105 paras. 89ff.
- (3) 安藤の個人メモによる。
- (4) *Report of HRC (A/32/44)*, p. 37 paras. 146-147.
- (5) *Ibid.* (A/33/40), p. 98 paras. 575-576. 委員会の手続規則八七にも「委員会はできるだけ早く……選択議定書のもとで通報が審理可能かを決定しなければならぬ」。See *ibid.* (A/32/44), p. 63.
- (6) *Ibid.* (A/34/40), p. 129.
- (7) 三〇件の通報のうち、フィンランドの二件、スウェーデンの一件、カナダの一件については違反がない」と判断された。
- (8) *Report of HRC (A/35/40)*, pp. 110, 119, 126, 131 and 137; *Ibid.* (A/36/40), pp. 119, 124, 129, 146, 159, 183 and 188; *Ibid.* (A/37/40), pp. 129, 136, 178 and 192.
- (9) *Ibid.* (A/35/40), pp. 110, 119, 126 and 131; *Ibid.* (A/36/40), pp. 119, 124, 129, 146, 159, 183 and 188; *Ibid.* (A/37/40), pp. 121 and 178.
- (10) *Ibid.* (A/36/40), pp. 119, 183 and 188.
- (11) *Ibid.* (A/37/40), pp. 129 and 186.
- (12) *Ibid.* (A/36/40), p. 133.
- (13) *Ibid.* (A/37/40), p. 160.
- (14) *Ibid.* (A/36/40), pp. 183 and 188.

自由権規約選択議定書に基づく「見解」の実効性確保について

- (15) *Ibid.* (A/37/40), p. 121.
- (16) *Ibid.*, p. 192.
- (17) *Ibid.*, pp. 173 and 205.
- (18) *Ibid.* (A/36/40), p. 142.
- (19) See *Yearbook of the Human Rights Committee* 1983-1984, Vol. I, pp. 19-21 and 39-44.
- (20) *Ibid.*, p. 20 para. 16, p. 21 para. 24, p. 40 paras. 10-14 and p. 44 para. 42.
- (21) *Ibid.*, p. 40 para. 6, p. 41 para. 15, p. 42 paras. 22, 26 and 28 and p. 43 para. 35.
- (22) *Ibid.*, p. 44 para. 43.
- (23) *Ibid.* See, also, *ibid.*, p. 44 para. 46.
- (24) *Report of HRC* (A/38/40), p. 249ff. See, also, *ibid.* (A/36/40), p. 166ff and *ibid.* (A/40/40), p. 145 para. 704.
- (25) *Ibid.* (A/38/40), p. 254. 個人通報九〇三二〇〇〇〇〇〇〇〇〇 *ibid.* (A/36/40), p. 134ff.
- (26) *Ibid.* (A/38/40), p. 255. 個人通報四〇〇一九七八〇〇〇〇〇〇〇 *ibid.* (A/36/40), p. 147ff.
- (27) *Ibid.* (A/39/40), p. 126 para. 623 and *ibid.* (A/40/40), p. 145 para. 703.
- (28) *Ibid.* (A/39/40), p. 126 para. 624.
- (29) *Ibid.* (A/40/40), p. 145 para. 705.
- (30) *Ibid.* (A/44/40), p. 311. ほかに、個人通報一八八〇一九八四、同二三八〇一九八七、同二九二〇一九八八に対するドミニカ、エクアドル、フィリピンとそれぞれの覚書については、*ibid.* (A/45/40), Vol. I, p. 145 paras. 636-638 を参照。
- (31) *Ibid.* (A/45/40), Vol. I, p. 144 para. 633; *Ibid.* (A/46/40), p. 173 para. 702.
- (32) *Ibid.* (A/45/40), Vol. I, p. 145 para. 633.
- (33) *Report of HRC* (A/45/40), Vol. II, p. 205. 自由権規約当事国の政府報告書の審査に先立ち、規約人権委員会は「質問表」を作成し、これをあらかじめ当該政府に送付して政府が回答を準備する余地を与えるが、回答が不十分な場合には、各委員

は報告書の審査の際に口頭で追加質問を承ることを許されてくる。

- (34) *Ibid.* (A/45/40), Vol. II, pp. 205-206.
- (35) *Official Records of the Human Rights Committee* 1989/90, Vol. I, p. 312 paras. 46-49.
- (36) *Report of HRC* (A/46/40), p. 173. See, also, *Official Records of the Human Rights Committee* 1992/93, Vol. I, pp. 234-236.
- (37) *Report of HRC* (A/47/40), p. 164 para. 686.
- (38) *Ibid.* (A/48/40), Vol. I, p. 176 para. 830.
- (39) *Ibid.* (A/49/40), Vol. I, p. 84 para. 461.
- (40) *Ibid.* (A/49/40), Vol. I, pp. 84-85 para. 462.
- (41) 手続規則九五第四節。See *ibid.*, p. 111.
- (42) *Ibid.* (A/45/40), Vol. II, p. 209ff; *Ibid.* (A/46/40), p. 174 paras. 705-706.
- (43) *Ibid.* (A/46/40), p. 174 paras. 707-708.
- (44) *Ibid.* (A/45/40), Vol. II, pp. 207-208.
- (45) *Ibid.*, p. 209.
- (46) *Ibid.* (A/50/40), Vol. I, p. 92 para. 549.
- (47) アルゼンチン、オーストリア、オーストラリア、ボリヴィア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、赤道ギニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、ジャマイカ、リビア、マダガスカル、モリシャス、オランダ、ニカラグア、パナマ、ペルー、セネガル、スペイン、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ザイール（のちコンゴ民主共和国）、ザンビアの三〇ヶ国。See *ibid.*, pp. 92-93.
- (48) *Ibid.*, p. 91 para. 544.
- (49) *Ibid.*, p. 91 para. 546.

自由権規約選択議定書に基づく「見解」の実効性確保について

同志社法学 五四卷三号

一七 (八三五)

- (50) *Ibid.*, p. 95 para. 555 (f).
- (51) *Ibid.*, p. 96 para. 559.
- (52) *Ibid.* (A/51/40), Vol. I, p. 65 paras. 424 and 426.
- (53) チェコと韓国が加わった。
- (54) *Report of HRC* (A/51/40), Vol. I, p. 71 para. 438.
- (55) *Ibid.*, p. 71ff paras. 439ff.
- (56) *Report of HRC* (A/52/40), Vol. I, p. 88 paras. 518 and 521.
- (57) ムーコが加わった。
- (58) *Report of HRC* (A/52/40), Vol. I, p. 93 para. 526ff.
- (59) *Ibid.*, p. 88 para. 519
- (60) *Ibid.* (A/53/40), Vol. I, p. 72 paras. 480 and 483.
- (61) *Ibid.* (A/54/40), Vol. I, p. 90 paras. 456 and 458.
- (62) *Ibid.* (A/55/40), Vol. I, p. 90 para. 598. 前年にシエラレオネとガイアナ、この年にイタリアとノルウェーが加わった。
- (63) *Report of HRC* (A/56/40), Vol. I, p. 131 para. 177. マントラ、ベラルーシ、クロアチア、アイルランド、ナミビア、ロマン、セントキットセント・クリストファー・ネイビス、グアラテマの七ヶ国が加わった。
- (64) *Report of HRC* (A/53/40), Vol. I, p. 131 paras. 490ff; *Ibid.* (A/54/40), Vol. I, p. 96 paras. 464ff; *Ibid.* (A/55/40), Vol. I, p. 97 paras. 604ff; *Ibid.* (A/56/40), Vol. I, p. 142 paras. 182ff.
- (65) *Ibid.* (A/54/40), Vol. I, p. 90 para. 457.
- (66) *Ibid.* (A/55/40), Vol. I, p. 90 para. 597.
- (67) *Ibid.* (A/56/40), Vol. I, p. 131 para. 176.